

所得再分配とふるさと納税*

橋 本 恭 之

要 旨

平成31年度税制改正に伴いふるさと納税制度は、返礼品の割合を3割とするなどの規制に従わない地方団体を税制上の優遇措置の対象から除外するという新制度に2019年6月から移行した。この改正に伴い、返礼品競争の抑制が達成されることになった。しかし、ふるさと納税制度には、課税の公平性を歪めているという問題点が残されている。これは、ふるさと納税制度のもとでは地方税の特例控除により、納税者の所得水準によって異なる限度額まで、自己負担2,000円を超える部分が全額控除されるという問題だ。これにともない、返礼品の割合が3割に規制されたとしても、高所得層ほど大きな経済的利得が発生している。本来、所得税制は、政府の三大機能としての所得再分配機能を果たす役割を担っている。高所得層ほど有利な仕組みを提供しているふるさと納税制度は、所得再分配効果を損なうものだ。本稿の目的は、ふるさと納税制度が所得再分配効果にどのような影響を与えているのかを明らかにするところにある。本稿では、税制による再分配効果を2つの手法でみることにした。ひとつは、『家計調査年報』の勤労世帯のデータを用いた手法であり、いま一つは税務統計の申告所得者のデータを利用した手法である。勤労世帯の再分配効果の分析結果からは、近年における税制改正は再分配効果の強化に貢献していること、申告所得者についての分析結果からは、ふるさと納税制度が再分配効果を抑制する効果が拡大してきていることがわかった。

キーワード：ふるさと納税、寄附金税制、所得再分配、地方財政
 経済学文献季報分類番号：13-15、5-20、13-23

1. はじめに

平成31年度税制改正に伴いふるさと納税制度は、返礼品の割合を3割とするなどの規制に従わない地方団体を税制上の優遇措置の対象から除外するという新制度に2019年6月から移

*本稿は、2021年度の日本財政学会における報告論文を加筆修正したものである。学会報告論文に対しては、討論者の望月正光教授（関東学院大学）から有益なコメントを頂いた。ここに記して深く感謝したい。

行した。この改正に伴い、返礼品競争の抑制が達成されることになった¹⁾。しかし、ふるさと納税制度には、課税の公平性を歪めているという問題点が残されている。これは、ふるさと納税制度のもとでは地方税の特例控除により、納税者の所得水準によって異なる限度額まで、自己負担2,000円を超える部分が全額控除されるという問題だ。これにともない、返礼品の割合が3割に規制されたとしても、高所得層ほど大きな経済的利得が発生している。本来、所得税制は、政府の三大機能としての所得再分配機能を果たす役割を担っている。高所得層ほど有利な仕組みを提供しているふるさと納税制度は、所得再分配効果を損なうものだ。本稿の目的は、ふるさと納税制度が所得税の再分配効果にどのような影響を与えているのかを明らかにするところにある。

本稿の具体的な構成は以下の通りである。第2節では、寄附金税制の仕組みと所得税・住民税制の推移についてみていく。ふるさと納税制度は、税法的には寄附金税制の一種である。認定NPO法人等への寄附に適用される税制とふるさと納税制度を比較することで、ふるさと納税制度における税制上の取り扱いの問題点をより明確に理解することができよう。また所得税・個人住民税制の改正は、ふるさと納税制度にも影響を及ぼすことになる。第3節では、所得格差の現状と税制による再分配効果についてみていく。所得格差の現状を把握することは、再分配効果の重要性を判断する材料となる。格差が拡大しているならば、それだけ税制がもつ再分配効果の役割も重要となるからだ。この節では、まず所得格差の現状を所得再分配調査による推計結果と家計調査年報による分析で把握する。次に税制による再分配効果を統計データを利用して計測する。最後に、ふるさと納税制度が再分配効果に与える影響について推計を試みる。第4節では、本稿で得られた結果をふまえてふるさと納税制度の改革試案を提示する。第5節では、本研究で残された課題について言及する。

2. 寄附税制の仕組みと所得税税制の推移

この節では、寄附金税制の仕組みと所得税制の推移についてみていく。寄附金税制の仕組みを理解しておくことは、ふるさと納税制度の問題点を把握することに、所得税制の推移を把握しておくことは、所得税制の改正が再分配効果に与えた影響をみるときに役立つ。

2.1. 寄附税制の仕組み

表1は、寄附金税制の概要をまとめたものである。寄附金税制は、認定NPO法人等への寄附と地方自治体への寄附として位置づけられるふるさと納税制度に大別することができ

1) 新制度が返礼品競争に与えた影響については、橋本・鈴木（2021）、鈴木（2021）を参照されたい。

る。認定NPO法人等への寄附は、国税部分については所得控除方式と税額控除方式の選択制であり、地方税部分については税額控除方式が採用されている。所得控除方式を選択した場合には、2千円を超える寄附金額が寄附金控除額として所得から控除されることになる。ただし、寄附金限度額は所得の40%に設定されている。所得控除方式のもとでの節税額は、寄附金控除額に適用限界税率を乗じたものとなる。2021年現在の所得税の限界税率は、5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階となっている。一方、税額控除方式のもとでは、2千円を超える寄附金額に40%を乗じたものが寄附金税額控除額となり、所得税額から差し引かれることになる。したがって、所得税の最高税率45%が適用されている高所得者以外の者は、税額控除方式を利用した方が有利になる。地方税部分については、2千円を超える寄附金額に10%を乗じたものが税額控除として地方税額から差し引かれることになる。

ふるさと納税制度は、このような認定NPO法人等への寄附税制のうち、国税部分については、所得控除方式のみが利用できることになっている。地方税部分についても基本控除については、認定NPO法人等への寄附と同様に2千円を超える寄附金額の10%が税額控除として地方税額から差し引かれることになる。ふるさと納税制度が認定NPO法人等への寄附と異なる部分が、特例控除の部分である。特例控除は、2千円を超える寄附金額に90%から所得税の限界税率を差し引いたものを乗じることで算出される。これは、ふるさと納税制度を利用した場合、自己負担を2千円のみとするように特例部分を使って調整していることを意味する。自己負担が2千円で済む寄附金額は、高所得者ほど高くなる。これは、特例部分の上限が個人住民税所得割の2割に設定されているためである。

表1 寄附金税制の概要

認定NPO法人等への寄附	国税：所得控除方式	寄附金額 - 2千円 = 寄附金控除額 寄附金限度額は所得の40%
	国税：税額控除方式	(寄附金額 - 2千円) × 40% = 寄附金税額控除額 寄附金限度額は所得の40%
	地方税	(寄附金 (※1) - 2千円) × 10% (※1) 総所得金額の30%を限度
ふるさと納税	国税	寄附金額 - 2千円 = 寄附金控除額 寄附金限度額は所得の40%
	地方税	・ 基本控除 = (寄附金額 - 2千円) × 10% ・ 特例控除 = (寄附金額 - 2千円) × (90% - 所得税の限界税率) (※2) (※2) 上限は住民税所得割の2割

2.2. 所得税・住民税制の推移

実は、ふるさと納税制度による節税額は、所得税・住民税制の変化にも影響を受けることになる。ふるさと納税における特例控除が住民税所得割の2割に上限が設定されているため

である。つまり、ふるさと納税制度自体に変更がなくても、所得税・住民税が増税されると、個人住民税の所得割の2割に設定されている特例控除の適用上限が上昇するため、自己負担2,000円で寄附できる金額が上昇することになる。近年の所得税・住民税の改正は、所得格差の是正の観点から、高所得層の税負担を引き上げる方向でおこなわれてきた。ふるさと納税制度を利用すれば、高所得層はこのような増税策の影響を緩和することができることになる。そこで以下では近年における所得税・住民税制の推移をみておこう。

表2 所得税・住民税制の推移

改正年度	概要
2013年度改正 (2015年分から適用)	所得税について課税所得4,000万円超45%
2014年度改正	給与所得控除上限額引き下げ
2017年度改正 (2018年分から適用)	配偶者控除・配偶者特別控除の改正 高所得層の配偶者控除を年収に応じて段階的に削減
2018年度改正 (2020年分から適用)	①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 ②給与所得控除の適正化③公的年金等控除の適正化 ④基礎控除の適正化（消失控除導入）

2014（平成26）年度改正では、給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、2016（平成28）年分は1,200万円（控除額230万円）に、2017年（平成29年分）以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げられた。この税制改正は、高額所得者が自己負担2,000円で寄附できる上限を引き上げる効果を持つ。給与所得控除を削減することは、所得税だけでなく、個人住民税の負担も引き上げることになり、ふるさと納税制度のもとで所得割の2割とされている特例控除の上限を引き上げるからだ。

2017（平成29）年度改正では、配偶者控除・配偶者特別控除の改正が実施された。具体的には、2018（平成30）年分から給与収入 1,120万円超から配偶者控除を段階的に削減し、1,220万円超で配偶者控除はゼロにするというものだ。この改正も、高所得者に対して、国税としての所得税だけでなく、地方税としての個人住民税の増税を意味する。ふるさと納税制度については、片稼ぎの高額所得者の自己負担2,000円での寄附の上限額を引き上げることになる。

2018（平成30）年度改正では、①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、②給与所得控除の適正化③公的年金等控除の適正化④基礎控除の適正化（消失控除導入）がおこなわれることになった。これらの改正が適用されるのは2020年分の所得税からである。①は、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げものだが、サラリーマン世帯については増減税なしとなり、ふるさと納税

制度の与える影響もほとんどない。②は、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げるものの、子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講じるというものだ²⁾。この改正は、給与収入850万円以上の所得階層でありかつ、子育て世帯以外の所得税、個人住民税の増税につながる³⁾。個人住民税の増税は、自己負担2,000円で寄附できる上限額を引き上げることになる。③は、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設定するものだ。この改正は、高所得の年金世帯が自己負担2,000円で寄附できる上限額を引き上げる効果を持つ。④は、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で基礎控除をゼロとするものだ。この改正は、高所得層に所得税・個人住民税の増税をもたらす、自己負担2,000円で寄附できる上限額を引き上げることになる。

これらの税制改正は、本来は高所得層に増税をもたらすものであり、所得税の持つ再分配効果を強化するものだ。しかし、ふるさと納税制度は、所得税が増税された場合にはふるさと納税制度のもとで自己負担2,000円で寄附できる金額を引き上げることにつながる。橋本(2019)によると、2017年税制と2018年税制のもとで給与収入1,300万円の夫婦片稼ぎ世帯で子供がない世帯について数値計算をおこない、自己負担2,000円で寄附できる金額は、2017年分の寄附が24.6478万円、2018年分が25.6328万円となり、約1万円だけ増加することになる。したがって、ふるさと納税制度は、所得税の持つ所得再分配効果を弱めることになるわけだ。

3. 所得格差の現状と税制による再分配効果

この節では所得格差の現状と税制による再分配効果をみていく。所得格差の現状をみておくことは、所得再分配の必要性を判断するための材料となり、税制による再分配効果を計測することは、税制改正の影響を把握することに役立つ。

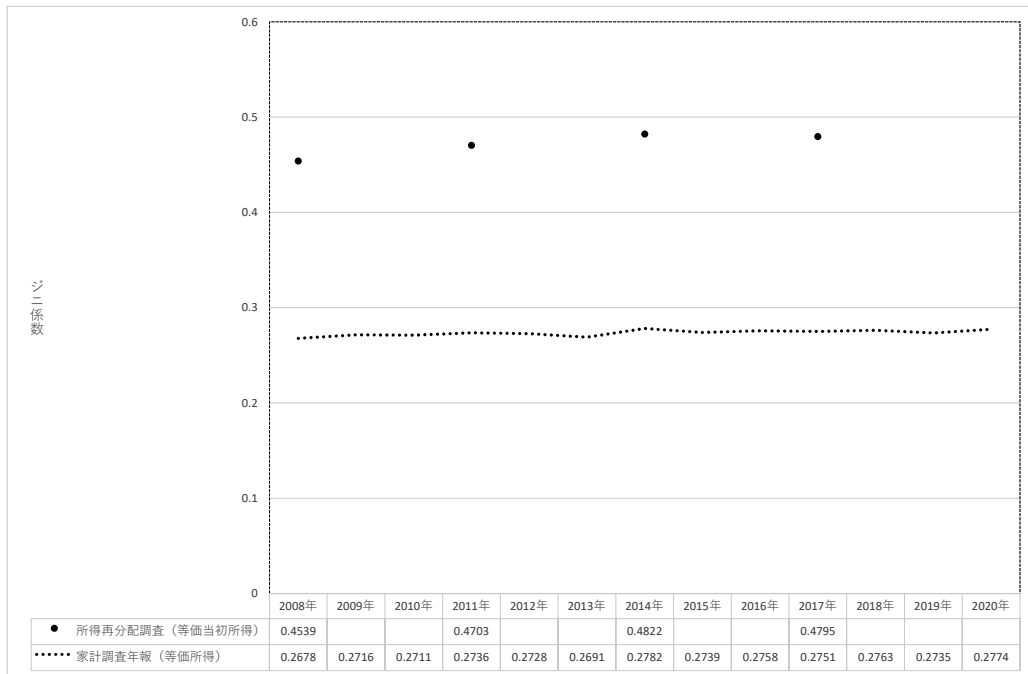
3.1. 所得格差の現状

日本の所得格差の推移については、数多くの先行研究が存在している。代表的な研究には、大竹(2003)、大竹(2005)、森口(2017)などが存在している。大竹(2003)は、1980

2) 子育て世帯への配慮としては、給与収入1,000万円超の給与所得控除の金額は220万円から210万円まで引き下げられるものの、国税、地方税の基礎控除が同額だけ引き上げられることになる。

3) 子育て世帯以外は、基礎控除が10万円引き上げられるものの、給与収入850万円超からは、給与所得控除が220万円から195万円に25万円引き下げられるために、差し引き15万円の課税所得の増加を生じることになる。

年代から1990年代にかけて日本の所得格差は拡大してきているが、その原因は、「人口の高齢化であり、年齢内の所得格差の拡大は小さい」と述べている⁴⁾。森口（2017）は、「1980年代以降の少子高齢化と世帯構造の多様化、さらに1990年代以降の長期不況は、……<中略>……既存の制度には包摂されない社会の構成員（すなわち高齢単独世帯、母子世帯、非正規世帯、無業世帯）が増大し、相対的貧困率が上昇」「近年の日本における格差拡大の特徴は、富裕層の富裕化を伴わない「低所得層の貧困化」にあるとしている⁵⁾。



出所：当初所得（所得再分配調査）の値は、厚生労働省『所得再分配調査』各年版に掲載されている値、当初所得（家計調査）の値は、総務省『家計調査年報』各年版より筆者が推計した値である。

図1 ジニ係数の推移

本稿では、ふるさと納税制度が所得再分配に与えた影響を見るために、2008年から利用可能な最新年次として2020年までを分析対象とする。所得再分配の状況を見る際に、一般的に使用されているのは、厚生労働省による『所得再分配調査』である。ただし、所得再分配調査は、最新の調査対象年が2017年であり、調査自体も3年おきにしか実施されていない。そこで本稿では、毎年実施されている『家計調査年報』を利用して、所得格差の現状を把握する。所得格差を測定する統計指標としては、一般的に使用されているジニ係数を使用する。

ジニ係数は、横軸に人数の累積百分分布比、縦軸に所得の累積百分分布比を採ったときの所得

4) 大竹（2003）p.18引用。

5) 森口（2014）p.21引用。

分布を描いたローレンツ曲線と完全に所得が平等となる45度の均等分布線で囲まれた部分の面積となる。具体的には、 N 人の所得分布 X (X_1, X_2, \dots, X_N) が与えられたとき、

$$\text{ジニ係数} = \frac{1}{2N^2 \bar{X}} \sum_{i=1}^M \sum_{j=1}^N |X_i - X_j| \quad \text{ただし } \bar{X} = \frac{\sum_{n=1}^N X_n}{N} \quad \text{①}$$

と定義される⁶⁾。

図1は、ジニ係数の推移をみたものである。ここでは、参考のために3年おきに実施されている『所得再分配調査』に掲載されているジニ係数の値も示されている。なお、当初所得は、いずれの値も所得を世帯人員の平方根で割ることで、世帯人員の差による所得水準の違いを調整した「等価所得」を使用している。『家計調査年報』については、総世帯の「年間収入」のデータを当初所得として使用している。計測期間は、ふるさと納税が導入された2008年から2020年とした。

図1をみるとわかるように、所得再分配調査によるジニ係数と家計調査によるジニ係数の値は、家計調査の方が小さな値となっている。この違いについて大竹（2003）は、家計調査では、「調査対象となった世帯は家計簿をつける必要があり、調査を拒否する可能性がある。そのため機会費用が高い高所得の人家計簿をつける余裕のない低所得の人のサンプルが落ちる可能性がある」と指摘している⁷⁾。さらに、大竹（2003）は、所得再分配調査の当初所得には、公的年金の所得を含まないが、一方で退職所得を含んでいるという所得概念の違いを指摘し、所得再分配調査を家計調査の所得概念に近づけると、所得再分配調査のジニ係数の値は低下するとしている⁸⁾。

この図からは、所得再分配調査のジニ係数の値は、2008年以降2014年まではわずかながら上昇傾向が見られること、家計調査年報のジニ係数の値は、2008年から2020年にかけてほぼ横ばいで推移していることがわかる。

3.2. 税制による再分配効果

(1) 計測手法について

所得税制の再分配効果についての最近の既存研究には、林（1995）、橋本・上村（1997）、望月・野村・深江（2010）、橋本・鈴木（2012）、金田（2018）などが存在している。これらの先行研究は、分析に利用したデータの違いと分析に用いた再分配尺度の違いで分類するこ

6) ジニ係数は、ローレンツ曲線が交差する場合には不平等度を正しく判定できないという問題点を抱えているものの、格差の測定において最も使用されている尺度であり、既存研究との比較が容易であるという利点がある。ジニ係数の詳細な説明については、豊田（1987）を参照されたい。

7) 大竹（2003）p.5引用。

8) 大竹（2003）p.8参照。

とができる。家計調査ないし税務統計の集計データを利用したものとしては林（1995）、橋本・鈴木（2012）、望月・野村・深江（2010）が、個票データを利用したものとしては橋本・上村（1997）、金田（2018）が存在している。個票データを利用した分析のほうがよりきめ細かな分析が可能となるものの、所得税制に関するデータが記載されていないため、税法にもとづくマイクロ・シミュレーションを組み合わせる必要がある⁹⁾。集計データを用いた分析は、データの入手の容易さという利点と、税務統計の集計データを利用した場合は、各種の所得控除の所得階級別の利用状況を把握できるという利点がある。再分配尺度としては、最も有名な不平等尺度であるジニ係数を利用したものとしては、林（1995）、橋本・鈴木（2012）が挙げられる¹⁰⁾。一方、タイル尺度を利用したものとしては、橋本・上村（1997）、望月・野村・深江（2010）、金田（2018）が存在している。ジニ係数を利用した分析は、最も有名な不平等尺度であるため既存研究の結果との比較が容易であるという利点がある。タイル尺度については、所得階級内、所得階層間の不平等への影響を容易に分解して示すことができるという利点を持っている。

本稿では、分析に利用するデータとしては、集計データである『家計調査年報』と『税務統計からみた申告所得税の実態』という税務統計を、不平等尺度としてはジニ係数を使用することにした。

家計調査を用いた手法では、総務省『家計調査年報』の「勤労世帯」のデータを利用した。前節で利用した「総世帯」でなく「勤労世帯」のデータを利用した理由は、「勤労世帯」では「勤労所得税」「個人住民税」のデータが掲載されているからだ。本稿では勤労世帯の「年間収入」を課税前所得とし、世帯人員の平方根で除することで課税前等価所得を推計し、「勤労所得税」と「個人所得税」を課税前所得から差し引いて求めた課税後所得を世帯人員の平方根で割ることで課税後等価所得を推計した。

再分配効果については、以下のように定義できる再分配係数を利用することにした¹¹⁾。

再分配係数 = (課税前所得のジニ係数 - 課税後所得のジニ係数) / 課税前所得のジニ係数

一方、『税務統計からみた申告所得税の実態』という税務統計を利用した分析は、ふるさと納税制度による再分配効果への影響をみるためにおこなったものである。ただし、税務統計を用いた推計には、いくつかの留意事項があることをあらかじめ指摘しておく。

9) 望月・野村・深江（2010）は、「標本家計調査に基づく個票データは、税額に関する情報の精度が高くないうえに、所得控除や税額控除に関する数値が完全に欠落している」と指摘している。望月・野村・深江（2010）p.65引用。

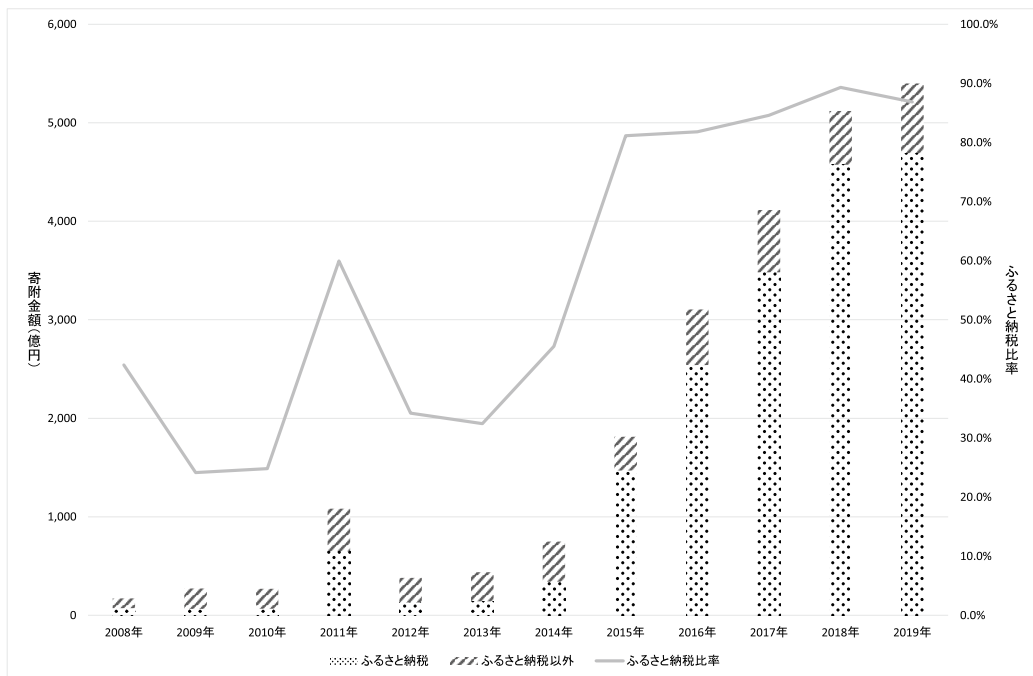
10) 林（1995）は、ジニ係数以外の不平等尺度としてアトキンソン尺度も利用している。

11) 再分配係数の詳細については、豊田（1987）を参照されたい。

第1に、税務統計では階級別の世帯人員がわからないので、等価所得は算出できなかった。階級別に控除対象扶養人員は記載されているものの、共稼ぎ世帯など控除対象外の配偶者も存在している。

第2に、寄付金控除には、ふるさと納税以外の認定NPO法人等の寄附金控除なども含まれている。ふるさと納税のみを階級別に抽出することは不可能である。したがって、本稿での推計結果は、ふるさと納税を含む寄附金税制が所得再分配へ与える影響を見ていることに留意されたい。ただし、近年の寄附金総額に占める比率は、非常に高くなっている。図2は、地方自治体に対する寄付金総額とふるさと納税の金額から、寄付金総額に占めるふるさと納税の比率を求めてその推移を描いたものである。この図では、ふるさと納税制度発足当初の2008年時点では、42.3%だったふるさと納税の比率が、2015年以降急増し、2019年時点では86.9%にも達している。つまり近年の寄附金控除による所得再分配への影響のほとんどは、ふるさと納税がもたらしていると言ってもよい。

第3に、本稿での推計は、国税である所得税に関する影響しか見ることができない。国税部分の影響しか推計しなかった理由は、地方税部分の所得階級別の寄附金控除の分布が公表されていないためである。



出所：総務省『市町村課税状況調べ』各年版より作成。

図2 寄附金額に占めるふるさと納税の比率

表3 2019年度（令和元年度）における所得階層別節税額と寄附金税制の影響

	人員	一人当たり所得（万円）	一人当たり課税所得	一人当たり税額	一人当たり寄附金控除額	一人当たり節税額	限界税率	限界税率（寄附金控除なし）	寄附金控除廃止一人当たり税額	一人当たり課税後所得	一人当たり課税後所得（寄附金控除なし）
70万円以下	175,178	53.5	4.1	0.1	0.2	0.0	5%	5%	0.1	53.4	53.4
100万円〃	273,368	86.0	25.3	1.2	0.1	0.0	5%	5%	1.2	84.8	84.8
150万円〃	666,136	126.1	47.0	1.8	0.1	0.0	5%	5%	1.8	124.3	124.3
200万円〃	748,482	174.8	77.6	2.8	0.1	0.0	5%	5%	2.8	172.1	172.1
250万円〃	663,377	224.0	112.1	3.9	0.2	0.0	5%	5%	3.9	220.1	220.1
300万円〃	533,763	274.0	150.1	5.3	0.2	0.0	5%	5%	5.3	268.7	268.7
400万円〃	785,897	346.5	209.3	8.1	0.4	0.0	10%	10%	8.2	338.4	338.4
500万円〃	524,690	446.2	292.8	13.5	0.7	0.1	10%	10%	13.5	432.8	432.7
600万円〃	363,527	547.0	380.0	21.7	1.1	0.2	20%	20%	22.0	525.3	525.1
700万円〃	271,200	647.0	466.0	30.3	1.7	0.3	20%	20%	30.6	616.7	616.4
800万円〃	199,221	747.1	555.9	39.5	2.2	0.4	20%	20%	39.9	707.6	707.2
1,000万円〃	264,386	891.3	693.9	56.5	3.2	0.7	20%	23%	57.2	834.8	834.1
1,200万円〃	171,227	1,093.0	896.2	77.5	4.8	1.1	23%	23%	78.6	1,015.5	1,014.4
1,500万円〃	173,422	1,338.7	1,130.8	105.5	7.2	2.4	33%	33%	107.9	1,233.2	1,230.8
2,000万円〃	180,034	1,727.0	1,501.6	141.8	11.3	3.7	33%	33%	145.5	1,585.2	1,581.5
3,000万円〃	152,788	2,415.1	2,176.1	227.2	18.3	7.3	40%	40%	234.5	2,187.9	2,180.6
5,000万円〃	91,827	3,778.9	3,531.1	430.5	28.9	11.6	40%	40%	442.1	3,348.4	3,336.8
1億円〃	46,470	6,728.4	6,464.9	893.8	49.1	22.1	45%	45%	91.9	5,834.6	5,812.5
2億円〃	13,920	13,407.2	13,122.2	1,949.4	78.9	35.5	45%	45%	1,984.9	11,457.7	11,422.2
5億円〃	4,861	29,554.9	29,207.7	4,307.2	140.0	63.0	45%	45%	4,370.2	25,247.7	25,184.8
10億円〃	1,148	68,329.9	67,731.1	9,898.7	380.8	171.4	45%	45%	10,070.1	58,431.2	58,259.8
20億円〃	419	136,861.6	136,077.6	20,805.5	557.8	251.0	45%	45%	21,056.5	116,056.1	115,805.1
50億円〃	201	294,813.9	291,757.2	43,918.4	2,818.4	1,268.3	45%	45%	45,186.7	250,895.5	249,627.2
100億円〃	31	669,290.3	666,241.9	99,741.9	2,829.0	1,273.1	45%	45%	101,015.0	569,548.4	568,275.3
100億円超	16	3,177,637.5	3,111,731.3	464,381.3	65,687.5	29,559.4	45%	45%	493,940.6	2,713,256.3	2,683,696.9

出所：国税庁（2021）『税務統計から見た申告所得税の実態』「第1表総括表」「第3表 所得控除表」より作成。

表2は、2019年度における所得階層別の節税額と寄付金税制の影響をまとめたものである。この表の一人当たりの所得は、税務統計に記載されている「合計所得」を人員で除したものである。一人当たり課税所得は、税務統計に記載されている「合計所得」の金額を人員で除したものである。一人当たりの税額は、税務統計に記載されている「申告納税額」を人員で除したものである。一人当たり寄付金控除額は、税務統計に記載されている「寄付金控除」の金額を人員で除したものである¹²⁾。一人当たりの節税額は、一人当たりの寄付金控除額に限界税率を乗じて求めている。各所得階層の限界税率は、一人当たりの課税所得を所得税法にもとづき累進税率表から適用されるべき数字を選択したものである¹³⁾。限界税率については、表3の限界税率（寄付金控除なし）の列の数字を利用している。この表の限界税率

12) ここでの人員も階層別のものをそのまま使用している。税務統計には寄付金控除については金額と人員の両方が記載されているが、この人員はあくまでも寄付金控除を利用した人だけの数字となっている。本稿では、寄付金控除を利用しなかった人を含めた平均的な一人当たりの寄付金控除額を求めていることになる。

13) 本稿での計算方法では、寄付金控除は所得控除方式で適用されるものと仮定していることになる。ふるさと納税では、国税部分については所得控除方式が適用されるが、認定NPO法人等への寄附は、所得控除方式と税額控除方式の選択制であり、低所得層では節税額が多くなる税額控除方式が利用されていると考えられる。本稿の推計方法では低所得層の節税額を過小に推計していることになることに留意されたい。

の列の数字は、一人当たり課税所得の数字に対応した限界税率である。ところがこの限界税率はそのままで使うことはできない。なぜならば、寄付金控除が存在しなかった場合には、寄附金控除の分だけ課税所得が膨らむことになるからだ。そこで寄附金控除の金額を課税所得に加算したうえで、寄附金控除なしの限界税率を求めて、寄附金控除による節税額を推計する際に利用することにした。寄付金控除廃止一人当たりの税額は、各所得階層の一人当たり税額に一人当たり税額を加算したものである。一人当たり課税後所得は、各所得階層の一人当たり所得から一人当たり税額を差し引いたものである。一人当たり課税後所得（寄付金控除なし）は、各所得階層の一人当たり課税後所得から一人当たり節税額を差し引いたものである。この表の一人当たりの課税後所得と一人当たりの課税後所得（寄付金控除なし）を比較することで、寄付金税制による再分配効果への影響を計測できることになる。

（２）税制による再分配効果

表４ 家計調査における勤労世帯の再分配効果

	課税前ジニ係数	課税後ジニ係数	再分配係数
2008年	0.2276	0.2171	4.60%
2009年	0.2335	0.2236	4.23%
2010年	0.2307	0.2207	4.33%
2011年	0.2278	0.2175	4.51%
2012年	0.2250	0.2152	4.37%
2013年	0.2252	0.2153	4.41%
2014年	0.2323	0.2215	4.63%
2015年	0.2262	0.2168	4.17%
2016年	0.2268	0.2164	4.57%
2017年	0.2186	0.2083	4.72%
2018年	0.2232	0.2121	4.98%
2019年	0.2191	0.2083	4.93%
2020年	0.2175	0.2059	5.33%

出所：総務省統計局『家計調査年報』各年版より作成。

表４は、家計調査年報のデータを用いて、勤労世帯の再分配効果の推移を示したものである。課税前のジニ係数については2008年の0.2276から2020年の0.2175を比較すると課税前の所得格差がわずかに改善されていることがわかる。課税後のジニ係数についても2008年の0.2171と2020年の0.2059を比較すると、課税後の所得格差も改善されていることがわかる。課税前と課税後ジニ係数の変化率である再分配係数の値は、2008年が4.6%であるのに対して、2020年が5.33%であることから、再分配効果が強化されていることがわかる。この再分配効果の強化は、表２でみたような近年の税制改正を反映したものと考えることができる。

この結果だけで判断すると、ふるさと納税制度がもたらす再分配効果を抑制する効果は、それほど心配する必要がないとも思える。

しかし、ここでみた再分配効果は、表2でみた税制改正のなかで給与所得控除の上限引き下げ、配偶者控除の改正などの影響を最も強く受けることになる給与所得者についてのみみていることに留意が必要だ。ふるさと納税制度の恩恵を受けているは給与所得者だけでなくことも忘れてはいけない。そこで本稿では税務統計を用いて、給与所得者以外の所得者も含む申告所得者について再分配効果をみていくことにしたい。

（3）ふるさと納税制度による影響

表5 税務統計による再分配係数の推移

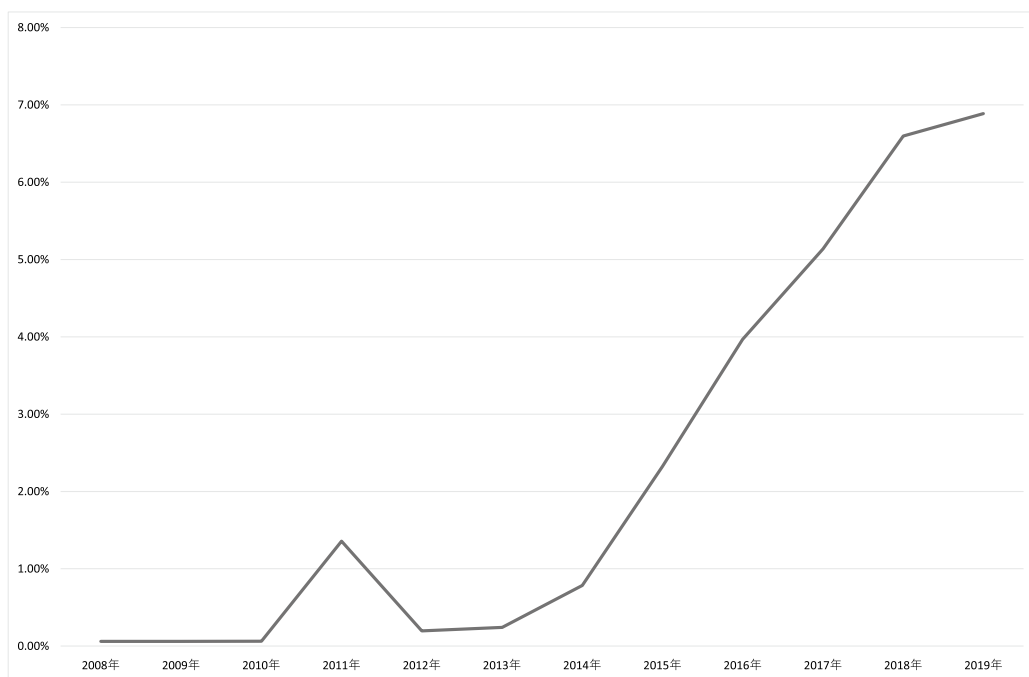
	課税前所得	課税後所得	課税後所得 (寄附金控除無)	再分配係数	再分配係数 (寄附金控除無)
2008年	0.5671	0.5483	0.5482	3.31%	3.33%
2009年	0.5564	0.5375	0.5374	3.41%	3.43%
2010年	0.5607	0.5419	0.5418	3.35%	3.37%
2011年	0.5633	0.5446	0.5444	3.32%	3.35%
2012年	0.5682	0.5497	0.5496	3.26%	3.28%
2013年	0.5916	0.5744	0.5743	2.90%	2.92%
2014年	0.5806	0.5620	0.5619	3.19%	3.21%
2015年	0.5872	0.5683	0.5680	3.22%	3.27%
2016年	0.5922	0.5729	0.5724	3.27%	3.35%
2017年	0.5963	0.5770	0.5764	3.24%	3.33%
2018年	0.6007	0.5811	0.5806	3.25%	3.35%
2019年	0.5994	0.5797	0.5791	3.28%	3.38%

出所：国税庁『税務統計による申告所得税の実態』各年版より作成。

表5は、税務統計による再分配係数の推移をまとめたものである。わが国では、表2でみたように2015年以降の税法上は所得税の再分配効果を強めるような税制改正がおこなわれてきた。表5においても、2014年の再分配係数は3.19%であるのに対して2015年の再分配係数が3.22%になっているように、再分配効果が強まっていることを確認できる。ただし、2008年時点の再分配係数の値が3.31%、2009年時点の再分配係数の値が3.41%であったことを考えると、2015年以降の税制改正は、所得不平等の改善に寄与したとも言いがたい。近年の再分配効果を強める制度改正がそれほど有効に寄与しなかった理由のひとつがふるさと納税制度を含む寄附金税制の存在である。表5の再分配係数と寄附金控除が存在しなかった場合の再分配係数を比較すると、寄附金控除が存在しなかった場合の方が再分配効果が大きかったことがわかる。しかも、ふるさと納税導入時の2008年と利用可能な最新年次である2019年の

寄附金控除の有無による再分配係数の違いを比較すると、あきらかに2019年の方が寄附金控除の有無による再分配係数の値の格差が拡大していることがわかる。これは、ふるさと納税制度が再分配効果を抑制する効果が近年拡大していることを示唆するものと言えよう。

（4）ふるさと納税制度の改革の必要性



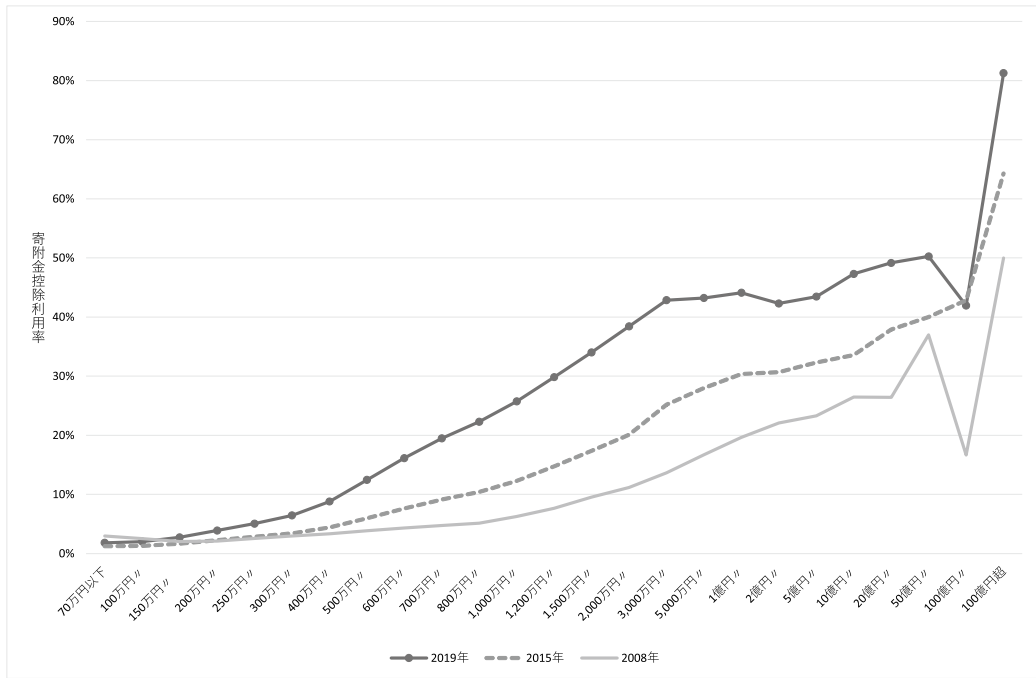
出所：総務省「地方税に関する参考係数資料集」総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」各年版より作成。

図3 ふるさと納税利用比率の推移

本稿の分析結果からふるさと納税制度の改革の必要性は、どのように判断できるのだろうか。勤労世帯の再分配効果の分析結果からは、近年における税制改正は再分配効果の強化に貢献していること、申告所得者について税務統計を用いた分析結果からは、ふるさと納税制度が再分配効果を抑制する効果が拡大してきていることがわかった。以上の2つの分析結果は、ふるさと納税制度の存在は再分配効果を抑制するものの、再分配効果にそれほど深刻な影響を与えるところまでは至っていないと解釈することもできる。

しかし、ふるさと納税制度による再分配効果への抑制効果は、今後益々拡大していく可能性が高い。図3は、ふるさと納税利用比率の推移を描いたものである。この図では2008年の制度発足当初の利用率が0.06%だったものが東日本大震災への寄附が急増した2011年に1.36%に上昇し、その後一旦震災前の水準に低下したものの、2014年以降急激に増加し、2019年時点で6.89%にまで増加していることがわかる。この2019年時点の6.89%という数字

は、ふるさと納税制度がブームとなってきた状況からは意外と低いと感じられるものだ。この利用比率の数字は、ふるさと納税制度の利用者が今後も増加し続ける余地を残しているものとも解釈できよう。



出所：国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態』各年版より作成。

図4 所得階級別寄附金控除利用率の推移

実は、ふるさと納税制度の利用率がこの程度の数字でとどまっている理由の一つが、ふるさと納税制度が高所得者に有利な制度となっていることである。図4は、所得階級別の寄附金控除の利用率を描いたものである。この図では、ふるさと納税制度が創設された2008年とふるさと納税制度が増加してきた2015年と利用可能な最新年次である2019年の比較を行っている。図2でみたように近年では寄附金に占める割合は、ふるさと納税が大部分となっていることから、寄附金控除利用率の変化の多くがふるさと納税制度によってもたらされたものであることになる。この図からは、高所得層において、2015年、2019年と寄付金控除の利用比率が拡大してきていることがわかる。2019年時点では、所得が2,000万円超の高所得者については利用率が40%から50%程度にまで達している¹⁴⁾。一方、所得が200万円以下の所得階級での利用率はそれほど変化していない。この図は、ふるさと納税制度が主として高所得者によって利用されていることを示唆するものとなっている。

14) 100億円超の階級では、2008年、2015年の利用率が他の階級よりも低くなるなどの動きがみられるがこの階級の納税者数がきわめて少ないため、特定の個人の行動の影響が強く出ているものと考えられる。

4. ふるさと納税制度の改革試案

本稿での分析結果を踏まえてふるさと納税制度の改革試案を提示しよう。今回の分析ではふるさと納税制度による節税効果だけをみているが、返礼品の存在を考えると再分配効果への懸念はさらに大きくなる。ふるさと納税制度のもとでは大部分の自治体が上限が3割に規制されたもの寄附金額の3割程度の返礼品を提供しており、高所得者ほど返礼品による経済的な利得を受け取っている。

そこで、本稿ではふるさと納税制度の改革試案として、国税部分を税額控除方式に変更したうえで、地方税部分に認められている特例控除を段階的に廃止する案を提示したい。国税部分を税額控除方式に変更する理由は、所得控除方式を税額控除方式に変更することで国税部分の節税割合が所得にかかわらず一定となることで、公平性と簡素化に寄与すると考えられるからだ。特例控除をいきなり全廃するのではなく段階的に廃止する理由は、多くの自治体が返礼品を提供している現状からいきなり全廃することは地域経済に深刻な影響を与えることが懸念されるからだ。

表6 独身者の給与収入階級別経済的利得

単位：円

給与収入	寄附の上限額	返礼品30%	現行制度の自己負担率	経済的利得				
				現行制度	国税額控除40%	国税額控除60%	国税額控除70%	国税額控除80%
300万円	28,000	8,400	7.1%	6,400	-6,600	-1,400	1,200	3,800
500万円	61,000	18,300	3.3%	16,300	-13,200	-1,400	4,500	10,400
1,000万円	176,000	52,800	1.1%	50,800	-36,200	-1,400	16,000	33,400
1,500万円	389,000	116,700	0.5%	114,700	-78,800	-1,400	37,300	76,000
2,000万円	564,000	169,200	0.4%	167,200	-113,800	-1,400	54,800	111,000
2,500万円	849,000	254,700	0.2%	252,700	-170,800	-1,400	83,300	168,000

出所：寄附の上限額のみ総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html）を利用し、筆者推計。

表6は、以上のような改革試案を実行した場合に、給与収入階級別の経済的利得がどのように変化するかをシミュレーションしたものだ。ここでは、単純化のために寄附者が独身者で給与収入が300万円から2,500万円までのケースについて試算した。自己負担が2千円ですむ寄附の上限額については、総務省のホームページに記載されている数字を利用した。ここでは寄附金額の30%の返礼品を受け取る場合に上限額の寄附をおこなうことでどの程度の経済的利得が発生するかを求めた。

まずは、現行制度のもとでどの程度経済的利得が見込まれるかをみておこう。給与収入300万円の独身者が自己負担2千円で寄附できる上限額は、28,000円であるので寄附金額の30%の8,400円相当の返礼品を入手できる。年収が上昇するにつれて自己負担2千円で寄附できる上限額は上昇していき、年収2,500万円だと、25万4,700円相当の返礼品をわずか2千円の自己負担で入手できることになる。なお、現行制度のもとでは自己負担額は2千円のみとなるため、自己負担額2千円を各年収の寄附額で割った自己負担率は、高所得層ほど低くなり、給与収入2,500万円だとわずか0.2%となってしまう。

本稿で提示する改革試案は、地方税の特例部分を全廃し、激変緩和措置として所得税の控除を寄付金控除に改正したうえで寄附金税額控除の割合を80%から段階的に引き下げていくというものだ。地方税の基本控除は10%であるから国税、地方税をあわせると2千円を超える寄附金額の90%が税額控除され、自己負担は2千円を超える寄附金額の10%と2千円の合計額となる。給与収入300万円の場合は、経済的利得は6,400円から3,800円まで減少する。給与収入2,500万円の場合の経済的利得は254,700円から168,000円まで減少する。国税である所得税の寄附金税額控除の比率を引き下げていくと、経済的利得はさらに減少していく。所得税の寄附金税額控除の比率を60%まで引き下げると、自己負担額は2千円を超える寄附額の30%と2千円を足し合わせた金額となるため、寄附金の30%の割合の返礼品の価値を自己負担額が上回ることになる。仮に、所得税の寄附金税額控除の比率を現行のNPO法人等への寄附と同水準である40%まで引き下げると、給与収入300万円だと約6,600円の経済的損失、給与収入2,500万円だと170,800円もの経済的損失を生じることになる。このように、自己負担割合を引き上げていくという改革試案は、ふるさと納税制度の有利性を大幅に縮小することになり、制度存続が危ぶまれるような状況を生じることになるだろう。しかし、ふるさと納税制度の本来趣旨は、「税制を通じてふるさとに貢献」しようとするものだ。現行制度は、高所得者が有利な形で運営している返礼品購入への実質的な補助金制度となっている¹⁵⁾。ふるさとに貢献することを目的とするなら、経済的損失が発生するのが当然である。まずは、地方税の特例部分を全廃したうえで、国税の税額控除比率を90%とするという改正から実施すべきではないだろうか。

5. おわりに

本稿で残された課題について述べることでむすびとしよう。

15) ふるさと納税制度が実質的な補助金制度となっていることは、橋本（2019）があきらかにしている。

第1に、本稿ではふるさと納税が再分配効果に与える影響については、国税である所得税の効果しか計測していない。地方税としての個人住民税については、「市町村課税状況調べ」を利用すれば再分配効果を計測することは可能だ¹⁶⁾。ただし、「市町村課税状況調べ」で利用できる所得階層の区分では、最も所得が高い階層は1,000万円を超える金額となっており、高所得層の影響を正しく把握するには情報量が不足している。

第2に、国税部分についても、税務統計では寄附金控除を利用した人を所得階級別に、認定NPO法人等への寄附とふるさと納税とを分離することができない。さらにふるさと納税制度のワンストップ特例制度の利用者については、申告所得税のデータには含まれないという問題も抱えている。このような税務統計の限界を考えると全国消費実態調査の個票データを利用し、マイクロシミュレーションをおこなうほうが国税だけでなく地方税も含めた再分配効果の計測が可能になるかもしれない。ただし、全国消費実態調査では税制に関する情報が不足しているという問題点を抱えている。より精緻な分析には、ふるさと納税の利用実態に関するアンケート調査も必要だろう。

【参考文献】

- ・石井加代子（2018）「所得格差の要因と2010年代における動向」『日本労働研究雑誌』No.690, pp.4-17.
- ・呉善充（2008）「税制の再分配効果について」KISER Discussion Paper Series, No.12.
- ・大竹文雄（2003）「所得格差の拡大はあったのか」樋口美雄・財務省総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』第1章所収, 日本評論社.
- ・大竹文雄（2005）『日本の不平等 - 格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社.
- ・金田陸幸（2018）『個人所得課税の公平性と効率性 - マイクロシミュレーションによる実証分析』日本経済評論社
- ・鈴木善充（2021）「望ましい「ふるさと納税の在り方」」第112巻, 第4号, pp.71-81.
- ・豊田敬（1987）「税の累進度と所得再分配係数」『経済研究』第38巻, 第2号, pp.166-170.
- ・橋本恭之・上村敏之（1997）「税制改革の再分配効果：個票データによる村山税制改革の分析」『関西大学経済論集』第47巻, 第2号, pp.175-189.
- ・橋本恭之（2019）「ふるさと納税制度と国・地方の財政」『関西大学経済論集』第69巻第1号, pp.1-23.
- ・橋本恭之・鈴木善充（2012）『租税政策論』清文社
- ・橋本恭之・鈴木善充（2021）「ふるさと納税制度の見直しの影響について」『関西大学経済論集』第70巻第4号, pp.557-571.
- ・林（1995）『租税政策の計量分析：家計間・地域間の負担配分』日本評論社
- ・望月正光・野村容康・深江敬志（2010）『所得税の実証分析：基幹税の再生を目指して』日本評論社.
- ・森口千晶（2017）「日本は「格差社会」になったのか：比較経済史にみる日本の所得格差」『経済研究』vol.68 No.2, pp.169-189

16) 「市町村課税状況調べ」を用いた再分配効果の計測が可能である点については、財政学会の報告の際に望月正光教授にご教示いただいた。

